

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和元年 10 月 25 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグコスモス石部店 湖南省石部中央四丁目 1168 番地 1 ほか
- 2 意見の概要 湖南省からの意見
 - (1) 当該計画地において、消防水利付近に設置の消火栓ボックス 1 箇所（S-022-14）に消防ホースを 2 本追加すること。
 - (2) 当該計画地の地元区等から、災害時における地域の一時避難場所として駐車場の利用要請があった場合等は、可能な限り対応すること。
 - (3) 地元区等から災害応援協定の締結について要請があった場合、誠実に対応すること。
 - (4) 青少年の健全育成の見地から、滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和 52 年滋賀県条例第 40 号）等の趣旨および内容を十分考慮した上で、本市域の地域住民や関係団体との連携を密にし、青少年の健全育成や防犯対策の取り組みを実践していただきたい。また、地域住民や関係団体が行う安全・安心に関する諸活動に積極的に協力されたい。
 - (5) 店舗設置計画について、予定地周辺の区長および住民に十分な周知を図ること。
 - (6) 周辺交通に影響を与えないよう、十分に駐車場の確保を行われたい。また、交通安全対策について、県公安委員会および道路管理者と調整を図られたい。
 - (7) 湖南省生活環境保全条例（平成 18 年湖南省条例第 25 号）に規定された生活環境影響事業に該当するので、設置する設備等が決定されたら生活環境課と事前協議をされたい。
 - (8) 工事中は騒音、振動および粉塵の飛散等、周辺地域に対して迷惑が掛からないよう徹底されたい。特定建設作業を実施する場合は、遅滞なく届出をされたい。周辺住民への周知を徹底されたい。万一苦情が発生した場合は、誠意をもって対応されたい。騒音、振動等の特定施設を設置する場合は届出をされたい。
 - (9) 通学・通勤時間帯は、工事車両の出入りを行わないこと。工事車両の出入口には、誘導員を配置し、交通対策を講じられたい。工事車両が路上駐車することの無いよう対策を講じられたい。事業活動による関係者等が路上駐車しないよう余裕を持った駐車スペースを確保に努められたい。出入口の交通安全の確保に努められたい。
 - (10) 施設から公道への出入口等、左右の確認が困難な場合は、区域内に施工者設置・管理のカーブミラーを設置されたい。
 - (11) 店舗内および駐車場内での治安維持対策について、所管する警察署との連携により警備体制の充実強化を図るよう努められたい。また、夜間および施設周辺の治安維持についても状況に応じ、同様に警備体制の充実強化を図るよう努められたい。
 - (12) 廃棄物は、法律に基づき適正に保管し、処分されたい。廃棄物等の分別、保管、運搬、処分計画には、生ごみについて年間排出量 1 t、再資源化割合 0 %となっているが、排出抑制および資源化を行い焼却ごみの削減に努められたい。一般廃棄物の収集運搬については、湖南省一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者に依頼されたい。特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）に該当するものを処分される場合は、適正に処理されたい。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
湖南省建設経済部商工観光労政課 湖南省中央一丁目 1 番地
 - (2) 縦覧期間 令和元年 10 月 25 日から令和元年 11 月 25 日まで